

令和 4 年 第 8 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和4年12月15日

至 令和4年12月16日

占冠村議会

令和4年第8回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月15日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎議長諸般報告
		◎総務産業常任委員長報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	認定第1号	令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第1号	穂別ダム管理に関する事務委託の廃止について
日程第6	議案第2号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第3号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第4号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第5号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第6号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第7号	令和4年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第12	議案第8号	令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第9号	令和4年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第10号	令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第11号	令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第12号	令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第13号	令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（０人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	地 域 振 興 対 策 室 主 幹	松 永 真 里
農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二	林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
土 木 担 当 係 長	中 島 辰 男	戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	橘 佳 則	社 会 福 祉 担 当 主 査	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 主 幹	後 藤 義 和

（農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 尾 雅 彦
-----	---------	---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	岡 崎 至 可
---------	---------	---------	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三ツ谷 陸 翔
---------	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第8回占冠村議会定例会を開会いたします。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。12月7日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日15日から16日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署

名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、細谷誠君。5番、下川園子君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月16日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月16日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、認定第1号から同意案第1号までの15件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。

審議資料の2ページをお願いいたします。3の令和4年第7回臨時会以降の議員の動向は、11月4日、令和4年第5回コミュニティ・スクール議会から記載のとおりです。

審議資料の5ページお願いします。審議資料の5ページは令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告です。この件につきましては、12月1日開催の総務産業常任委員会において教育委員会より説明を行っています。同日付で報告がありました。

審議資料の12ページをお願いします。審議資料の12ページから13ページは令和4年度11月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 審議資料の6ページをお願いします。令和4年12月1日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村総務産業常任委員会委員長、五十嵐正雄。

所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

- 1、調査期日。令和4年9月16日。
- 2、調査事項。①寄付採納山林状況調査（タンネナイ）。②占冠保育所施設状況調査。③占冠村保健福祉センター施設利用調査。
- 3、調査経過。調査にあたっては、村長、副村長外、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。
- 4、内容については、①から③まで書かれている内容で報告をいたします。
- 5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

次のページ、8ページ、9ページから10ページまで。令和4年12月1日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村総務産業常任委員会委員長、五十嵐正雄。

所管事務調査に関する調査報告、道内所管事務調査について。このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告する。

- 1、調査期日。令和4年10月13日から14日の2日間。
- 2、出席者は議会議員7名。
- 3、調査地等。①中川町、中川の森づく

り・まちづくりについて。中川町エコミュージアムセンターの取り組みについて。②美深町、チョウザメの取り組みについて。移住定住の取り組みについて。

以下、9ページから10ページまでそれぞれ所管事務調査をした内容について書かれています。

以上、所管事務調査の関係についての報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

続いて村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありませんので行政報告をいたします。

審議資料3ページになります。まず、1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧いただきたいと思います。

1、報告事項。(1)新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症の全道における新規感染者数は、11月22日に1万1394人と過去最多を更新しましたが、それ以降は減少傾向にあります。しかしながら、病床使用率は高い水準にあります。

村有施設では、11月下旬から役場、保育施設、学校施設において陽性者が確認され、占冠中央小学校では11月21日から25日まで臨時休校としましたが、11月28日から再開しております。占冠保育所では12月2日から家庭内保育への協力をお願いし、感染拡大防止に向けた取り組みをしております。

急速な感染拡大を抑え、地域コミュニティや社会経済活動をできる限り維持していくため、住民の皆様にはマスクの着用をはじめ室内の換気や手指消毒等、引き続き基本的な感染防止行動の実践にご協力くださいますよう

お願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、12月9日現在で2回目まで接種を終えた住民は1091人、3回目接種済者は939人、4回目接種済者は462人、5回目接種者は150人となっております。

オミクロン株対応の2価ワクチン接種につきましては、本村においては11月22日から接種を開始しており、1月20日の接種日をもって概ね終了する計画であります。1、2回目の初回接種もこの期間中に接種を行うこととしております。

重症化予防はもとより、感染予防、発症予防のため、積極的な予防接種をお願いします。

(2)住民懇談会の開催について。11月1日から11月10日の間において、村内6会場で住民懇談会を開催し、合計で29名の皆様にご参加いただきました。

住民懇談会は、村長と住民の皆様がひざを交えて地域の課題や将来のあり方について話し合う貴重な機会でございます。

今年度の懇談会では、「ゼロカーボンシティ占冠について」「道東自動車道4車線化について」「JR根室線について」を各地区共通の話題として説明したほか、全村的、各地区特有の話題についても意見交換することができました。

今回頂いたご質問や、普段なかなか気づくことができない地域特有の課題、各種の要望等すぐに対応できるものについては速やかに改善し、予算措置が必要なものについては新年度予算に計上する等より良い村づくりのための施策につなげてまいりたいと考えております。

次に、2の主な用務等ですが、11月4日、令和4年第7回占冠村議会臨時会以降の行動については以下記載のとおりでございます。

次に4ページ、3、入札につきましては記載のとおり8件を執行しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

○議長（児玉眞澄君） 清流大学学生の皆様おはようございます。本日の議会定例会、ご清聴のほどよろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので順番に発言を許可します。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 質問を大きく2つ。まず1つ目の質問について、新型コロナウイルス対策についてですが、検査キット、治療薬、発熱外来、行動制限の4つに分けてお伺いします。

まず、1つ目の検査キットについてですが、道東のある自治体ではコロナ対策として町で検査キットを購入して、必要とする対象の住民には無料で配布しており、住民からとても助かるとの好評の声が多く寄せられているとの報道がありました。本村においても好事例を取り入れ、住民の不安解消に取り組まれる考えはないか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。本村では保育所や学校において感染が疑われる場合に施設毎に検査キットを用意し、施設内での感染拡大の防止

に努めてきました。現在においては、北海道では北海道陽性者登録センターを設置し、そこに申し込むことにより検査キットが配布され、無料で迅速に検査を受けることができます。また、自宅療養中に体調が悪化したときには、北海道陽性者健康サポートセンターにおいて健康相談等に応じてもらえ、必要に応じて適切な時期に医療機関へ繋いでいただくことができるよう整備されております。個人での検査を行い、感染拡大防止のための行動をしていただくことは大切なことではありますが、抗原検査キットによる検査は、発熱等、風邪の症状が出て一定程度体内でウイルスが増殖した時期に検査することが有効であることから、必要な時期に検査を行っていただくこと。また、陽性確認後に安心して療養を行っていただくためにも、本制度の活用や65歳以上の方や重傷者リスクの因子をお持ちの方は発熱外来を受診していただくほうが有効であると考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長から、道としての全体的な取り組みで今やられている取り組みの現状について伺いました。通常はその対応で十分なのかなと。十分というか標準化されているものかなと思います。先ほど私が道東のある自治体ということでお話しさせていただいたのは、それからもう一歩先、一歩踏み出している状態かなと思います。というのは、今村長がお話されたような環境の中で対応できる方が多くおられることも事実かと思いますが、しかしながら、例えばインターネットに縁の薄い方等々も当然住民の方には多くおられると私は認識しております。そういった方々のフォロー策としては、まず手元に検査キット、行政の中で確保しておき、まずそこで第1アクションがもうすでにとれる。

先ほどの標準化されている形であると。要請して無料ではあるが送り返されるまでに当然そこには1日なり、1日半のタイムラグが発生する訳ですから、やっぱり発熱してそういう希望する人というのは発熱している人ですから、何もなくて検査したいというそういう方はまた別な話で、それは個人でやってくださいという話で、当然それで良いかと思いません。ただ発熱されている方がもうそこで38度5分という状態になっていれば、当然そこにはもう一歩先に行った手を打ってあげることが非常に不安解消には大きいのかなと。それから先の関係機関への送り返し等については、従来の今の村長から説明のありましたような流れに沿って取り組めれば良いのかなと思いますので、再度考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私の事例で大変恐縮なんですけれども、症状が出て発熱をしたというときには発熱外来を受診するのが一番良いかと思えます。というのは発熱外来、私の場合は協会病院に電話をして発熱外来の受診申し込みをして時間指定でそこに行きました。コロナ陽性確定判定を受けたら即座に投薬治療が受けられます。あわせて登録センターに登録がされますから、日々の自宅療養中の日々の観察経過について毎日電話で確認が来ます。それと酸素濃度とかそういうのがない、私なかったものですから、そのセンターからそういった測定器も送られてきました。そういったことで、感染が心配される場合にはキットで検査をして自分で判断するよりは、そういった制度、あるいは病院受診をされて今は投薬処方箋も出ますのでそういった治療もできるので、ぜひそちらのほうに向かっていただきたいなと考えているところです。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。本村のコロナ治療における治療薬処方
の現状と今後の見通しについて伺いたいと思
います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 診療における治療薬
処方の現状ということでございます。令和4
年11月22日現在で、日本で承認済みの新型コ
ロナウイルス治療薬は10種類となっております。
これらの薬剤はそれぞれの効力が異なり、
また病状の進行状況によっても投与される薬
剤が異なっております。国のガイドラインに
よると軽症例の大半は自然治癒するため、重
症化リスクが高い場合に薬物治療を検討す
ることとされています。コロナ感染症治療薬で
重症化リスクを有する軽症から中等症Ⅰの患
者への治療薬の内、一般流通している内服薬
は1種類でありまして、当村診療所において
も対象となる患者が来たときに処方できない
か調査検討をしている状況であります。以上
です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3番目の質問にまい
ります。先ほど村長からもコロナ治療におい
ては発熱外来が第1アクションとして非常に
重要なんだよとのお話でした。そこで当診療
所の本村における診療所の発熱外来者の対応
の現状、そして今後の取り組みの対応につい
て伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠における診療所
の発熱外来の対応のご質問でございます。村
立診療所における発熱外来の対応については、
占冠診療所においては火曜日と金曜日の15時
から16時30分まで。トマム診療所については
月曜日と水曜日の午後1時半から4時30分ま

で受け付けております。発熱や風邪症状があ
り、受診する場合には事前に連絡していただ
くこととしております。今後においても当面
は継続していくこととしております。ちなみ
に12月12日までに受診された方は59人いらっ
しゃいました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 先ほど今本村におけ
る発熱外来の対応ということで多分、物理的
にできる現状がここまでなのかなと。今村長
から答弁いただいた内容かなと思います。そ
こで特に重要となってくるのは先ほど村長の
事例をお聞きし、私等もそうなんですが、高
齢者については発熱しました、問い合わせし
たところ病院に来てください、予約制ですよ
ということで、スムーズな診療、待ち時間も
当然あるでしょうけれども、じゃあ高齢者じ
ゃない方はどうなるのかなと。非常に発熱外
来を受けるのが有効なんだよというご説明で
すが、皆が発熱外来の本村以外です。例
えば協会病院に行った時に、40歳の方、50歳
の方が、発熱したのだけけれどと言ったら、ス
ムーズに見てくれるのかと。私の聞く中では
診てくれる訳ではないんだという話も聞いて
おります。自分で薬を求めて経過をみてくだ
さいと。薬、村の中で薬はどこに売っている
のって、ないですね。そういった観点から
見たときに、どうすれば良いんだという不安
が当然出てくるのかなと。特に状況的に占冠
村というのは、例えば第1アクションとするに
しても近隣の治療の病院となると金山峠を越
えて、例えば大雪が降っている状態も考えら
れる。ましてやその時に自分が発熱している
というような状況の中で薬買いに行ったりと
か、様々なリスクを背負わなきゃならないと
いう状態にある訳なんです、そのへんの観
点から村長のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 質問の内容が前問と食い違っているかなとは思いますが、議員言われるような様々な要因でなかなか受診ができないとか、病院に向かえない、そういったいろんな要素が占冠村の場合は考えられるというのは当然あります。そのために様々な方法をこれまでもやってまいりました。一つは救急で運ぶ方法だったり、それぞれに行ってもらう方法だったり、家の事情事情で受診の内容が変わってきているとは思いますが、そういった治療が受けられないような場面が来たときには、ぜひ村の住民課にご相談いただきながら、良い方法を探していくという対応をさせていただければ良いのかなと思いますのでご理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 4番目の質問にまいります。今後、本村において行動制限等、今、道等では出ていませんが、制限等を検討する考えが村長としてあるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） コロナに関わる行動制限のご質問でございますけれども、行動制限につきましては北海道において行われるものでありまして、本村独自では行動制限を行う考えはありません。しかしながら、新規感染者数がまだまだ多いことから住民の皆様には村有施設における新型コロナウイルス感染拡大防止の基本方針に基づきまして感染拡大防止に向けた行動をお願いするということになります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。質問2です。自治体における自治体DXの取り組みの現状と今後の方策についてと、デ

ジタルトランスフォーメーション、本村における1つ目ですね。本村における自治体DXの現状について、例えば業務別ネットワーク、標準化と共通化等、等々あるかと思いますが、考えを伺いと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 自治体デジタルトランスフォーメーションについてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人一人のニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化が示されているところでございます。

自治体においては、自らが行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上されるとともにデジタル技術やAI人工知能等の活用によりまして業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上へ繋げていくことが求められているということになってます。現在、役場庁内システムは総合行政ネットワーク、通称LG1と言っておりますけれども、それとマイナンバーカード等の個人番号利用事務を扱うネットワーク、インターネットの3つのネットワークの中で主な業務を行っております。スマートフォンやパソコンを利用してできる簡易電子申請については、すでに住民の皆様にご利用いただいている業務もありますが、マイナンバーカードを利用した手続きについても少しずつ対応できるものを増やしてきております。

国は手続きのオンライン化を進めるよう求めています。国が求めているのですけれども、当村では今年度デジタル基盤改革支援補助金を活用しまして、住民基本台帳の転入、

転出業務や、子育て、介護の関係の手続きが行えるよう準備をしているところです。また、地方公共団体情報システムの標準化、共通化についても順次示される方針や仕様書をもとに村が保有するシステム、住基情報や税情報等や業務の現状を考慮しながら準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、現状取り組まれている内容を伺う中で、国では2026年3月までを目標に自治体DX推進対象期間としてますと。自治体DX推進計画の中で、国として6つの重点取り組み事項がありますが、この中、村としてどのように推進していくのか、また、それに向けての課題があれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 6つの重点取り組み事項についてご質問でございますけれども、重点事項の内、1点目の地方公共団体情報システムの標準化、共通化と、2点目の行政手続きのオンライン化については先ほど申し上げたとおり、すでに準備を進めているところです。

3点目のマイナンバーカードの普及促進については、窓口や広報等を通じて案内を引き続き進めていくこととしておりまして、徐々にではありますが取得率の向上がみられています。

4点目のテレワークの推進については、職員が利用できる環境をすでに整えております。

5点目、AI人工知能の利用促進については、今のところ導入予定や取り組みはありません。

最後に6点目のセキュリティ対策の徹底については、システムの使用権限の付与及び使用状況を管理しながら適切な運用に努めてまいります。

議員言われる課題としては、経費の問題と事業効果及び業務の効率化等、総合的な判断が必要であると考えておりますが、当然のこととして、本村の行政サービスとして必要な環境は整え、本村の行政サービスにそぐわないものについては整備しないというスタンスで取り進めてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の3つ目の質問にまいります。先ほどから村長の話も出ておりますが、自治体DXにおけるマイナンバーカードの役割について、また取得率の現状と外国籍の方の取得率との関係性等々を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マイナンバーカードの状況についてのご質問でございます。マイナンバーカードは公的な本人確認ツールでありまして、オンライン上での本人確認を行うことができることから、自治体デジタルトランスフォーメーションにおけるデジタル社会の基盤となるものと認識をしております。マイナンバーカードの本村における交付状況でございますが、令和4年11月30日現在で交付枚数619枚、交付率で50.4%であります。内、外国人への交付枚数は143枚、交付率23.1%となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） このマイナンバーカードのお話を村長のお考えを伺う中で、特に村全体としては50.4という数字で近隣自治体から比べると若干低いのかなと思いますが、ほぼ平均的な数字かなと思うのですが、一方外国籍の方の取得率が非常に低いという現状があるのも現実かなと。ここで当自治体としてマイナカードの推進、協力自治体であるという観点から、こういった方々の協力は仰が

なきゃならないだろうと。具体的に外国籍の方というと、多くはリゾート関係の2社なのかなと。そこで当然このパーセント上げていってもらわなきゃならない訳ですから、基本的には、そこの2社に対して最初に住民登録される際にこのマイナンバーカードを必須に近いというか重要なんだと、村の推進策の中でとっても重要な項目なんですよという説明を事前にしておいて、ほぼ新規外国人の登録される方は、そのタイミングで申請いただくというような取り組みはされる考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人の交付枚数、先ほど143枚と申し上げました。交付率は村全体の中の23%なんで外国人登録者数からみると、外国人だけをとらえるとかなり高いです。143ですから、かなり高い数字になっていると思います。最初のうちは外国人のほうにマイナンバーカードの登録を積極的にやってくれておりました。おそらく入国だとか、そういったパスポート系にこういったものが外国人には便利なんだと思いますけれども、登録は積極的に外国人で住民登録される方はしていただいていると伺っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。行政手続きのオンライン化に基づく書かない窓口等、他市町村等では導入しておりますが、本村における現状、村長の今後の対応について考えを伺います。書かない窓口お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 窓口業務での対応ということですが、現在窓口業務での対応は、手続きの内容にもよりますが、

一般的な住民票の交付等は申請書に最低限の記入をお願いし、その他はチェックを入れて済むだけの様式となっており、円滑に対応できていると考えております。また、申請や届出書の記載を職員が対応させていただくケースも時にはございます。ご質問の件については現時点での導入は考えておりませんが、オンライン化手続きとあわせて、より効率的で利便性が高いものがあれば検討をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 最後の質問にまいります。今回のこの自治体DX推進にあたって、具体的に住民に村民にはどのようなメリットがあるのか伺いたと思います。またその中で大変重要になってくるかと思うのですが、高齢者に対するフォロー策。当然インターネット環境に縁が薄い方々も当然おられますから、そういった方のフォロー策、どう考えるのか伺いたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民にとってのメリット、あるいは高齢者に対するフォローということのご質問であります。手続きはオンライン化することによりまして、インターネット環境のある住民は来庁しなくても申請や届出を行って期間内であれば24時間の受付が可能となります。情報連携ができるものについては事務作業が軽減され迅速な手続きにも繋がってまいります。デジタル技術を活用した手続きは今後増えてきますが、利用方法がわからない住民に対しては職員がご説明、対応してまいりたいと思っております。現状においてはインターネット環境をお持ちでない高齢者もいることから、対面や電話、紙媒体での対応はニーズにあわせて継続していくこととしておりまして、これまで同様の対応をとってま

いますということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。

続いて3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） それでは一般質問をいたします。中央小学校、占冠中学校の今後についてということです。特にこの頃、学校通信の記事の中に、先々を考えて心配している学校が大変多くなってきていると。それは中央小であり占冠中学校であります。例えばこんな状況です。これは中学校のこの記事です。本校は、今後2年以内に大幅な生徒数減と、それに伴い教職員数が削減されます。今後、今まで実施できた行事について、現行のままでは実施できない状況がきます。行事の見直しについて、少人数でも実施できる形に変更し取り組まなければならない課題が少なくありませんということで、令和5年度については中央小学校との合同運動会を実施しなければならないと、こういったことです。また12月に発行されて、今各自治会の回覧板の中にもこれに似たようなことが書かれています。そこで、こういった統合問題に触れた記事がずっと掲載されています。学校そのものが学校運営していくにあたって、大変心配している、生徒減による心配があるものですから、そういった形が記事になっていると考えています。そこで教育委員会の会議とか、学校関係の打ち合わせ会議の中で、こういった直接に統合問題とは言わなくても、それに近いような形での話し合いがされた話が、教育委員会からしたり、そういったことがあったのかどうか、まず教育長に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 議員のご質問にお答えいたします。本件ご指摘の問題に関しましては、学級通信の中で10月に発行したもの、

それから12月に発行したものの中に、10月については、ただいま五十嵐議員からご説明があった内容で、直近のものに関しましては、ICTに関して小中連携をしていきたいと思いますという内容ではなかったかなと記憶しているところでございます。そこで、本件に関しまして、今後の児童生徒、それから教員の減少に伴いまして小中一貫校として本年取り組む合同運動会の実施、さらに教育執行方針の中で述べさせていただいている義務教育学校の協議、検討についてのご質問ということで認識をさせていただいて答弁させていただきたいと思います。本件に関しましては児童生徒、教職員の減少が予測される中で、単独での学校行事が実施できない状況を回避するため、小中一貫校の取り組みの強化として、合同運動会の実施に向けて小中連携部の中で検討を行ってきているところでございます。また、義務教育学校は小学校、中学校を通じて一人の校長、一つの組織となることから、義務教育9年間を自由なまとまりで考えることができ、小中学校での乗り入れ指導等によりまして、教員の専門性を活かした指導が可能になる等、児童生徒の学習状況や特性が共有されやすくなり、9年間を見通した適切できめ細やかな指導を行うことができると考えております。これらの件につきましては、教育委員会、それから学園会議の中で小中一貫校としての連携強化と義務教育学校の可能性についてお話をさせていただいております。また、義務教育学校につきましては施設の問題等、課題が多くございまして、時間をかけながら検討する必要があるということから、現時点においては小中一貫校としての連携強化に重点を置いて今後の体制づくり等を取り進めているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、教育長から現状等について話された訳ですけれども、確か、この中央小学校と占冠中学校は義務教育学校としてやっていきたいというような方針が出された時に、議会での議論は学校そのものの本体は残していくと。ただ例えば英語とかそういったことが今入ってきているので、先生方の乗り入れをやっていく。つまり中学校で教えたり、小学校で教えたり。こういう形を当面取っていききたいと。それが教育委員会という義務教育学校です。こういうような説明だった訳です。私達が心配しているのは、学校そのものが統合されていくということであれば問題あるという話をしていた訳ですから、そこで言われたのは、今言われたように学校そのものは残していく。そこで乗り入れだけをやっていくということで、そういうことで理解して良いんだなって話で進んでいると理解しています。そこのところが大変違っているのかなということもあって、今回質問せざるを得なくなったとこういうことです。そのへんについて今後また議論いろいろしていかなければならないと思うのですけれども、そのへんの認識は大幅違っているのかどうか教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えします。今のおっしゃっていた義務教育学校の考え方ですけれども、現時点では小中一貫校として小学校があって中学校があって、それぞれから専門的な教科について乗り入れを数学ですとか英語ですとか今音楽ですとか、そういうところで教員不足をお互いに補うような形で実施をしているところですが、小中一貫ですので校舎がまず一つは別だということ、それぞれの中学校、小学校での学校経営があるというところ、そこでそれぞれの教員の認識もな

かなか統一できないという難しさもございまして、乗り入れの時間、コマ数が小学校と、コマ数というか時間、時数が違いますので、そのへんの絡みですとか、そういうのがございまして、小中一貫だけでは現時点でうまくいっているのですが、今後の生徒数、教員数、これの減少を考えた時には乗り入れ事体も非常に厳しくなる状況じゃないかと考えています。ですので小中一貫校、今までお話をしてきた小中一貫としての取り組みを継続していくということは可能かとは思いますが、今後を考えると義務教育学校というものを新設したうえで9年間を通した教員の乗り入れですとか、そのような学校経営をしていくのも重要じゃないかと思っております。ですので、今後このへんのお話、議会の皆様ともすり合わせながら協議をしていく必要があるのかなと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） かなり議論しなきゃならないと思っています。教育長もそれとやると言っているのです、そのようなことでその時点、時点で議論をしていきたいと思っています。

今後の中央小学校の入学予定者について令和5年から、つまり来年から令和10年まで今産まれている子供達のだいたい入学予定、どのようなになっているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。11月末時点の数字でございます。令和5年度では5名、6年度4名、7年度5名、8年度6名、9年度5名、10年度2名というところで確認をさせていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 特に令和10年につ

いては大幅に減っているというのはコロナの影響で子供を作れることを心配している家庭が多くて、子供の出生は少ないということだろうと思います。ですから基本的にはこのコロナさえ乗り切れば少なくとも5名前後の子供達が毎年入学できるとこういう状況です。平均的に5名となれば小学校では30名の生徒達がいると。それから中学校では15名前後の生徒達がいるということであれば、このへんについてはその数字がどうなのかで、いろいろ考え方はあるだろうと思いますが、平均5名くらいいるのであれば、十分学校運営ができる人数だろうと思うのですが、そのへんについて状況を今の数字を見て、教育長はどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。小学校に関しましては5名ずつの6学年で30人というところを考えると多くはないのですが、少ないといえ少くないかなと思っておりますが、学校運営としてはクラスが複式、若しくは単式になった場合に教員数としてはなんとか確保ができるかなと思っておりますが、これからの小学校でも教科担任制が出てきますので専門的な教員が必要になってきます。こうなるとその教員の確保をするために専門的教員を優先した人事をしなければならなくなってきます。それから中学校に関しましては5名の3クラスですから15名というのがこれも私としてはちょっと少くないかなと思っております。そうすると教員の数ですけど、教員数が令和6年度12名になるのですね。そうすると事務職員が吸い上げになりまして事務職員がいなくなるという現象がおきます。これよりさらに少なくなると今度は養護教員の吸い上げがありまして、養護教員がいなくなります。ですので事務と養護がいなくなる。

15名だとかろうじて養護教員はいると思うのですが、事務職員が微妙になってきます。それから中学校ですと受験科目である5教科、ここの専門教員が必要に優先的になってきますので、教員の数が少ないとそちらを優先していくと。やはり他の音楽ですとか美術ですとか体育ですとか、そういう部分が補えなくなってきて免許外の教員になって兼務の教員になってきて、なかなか生徒に対して、きめ細かい指導ができなくなってくるのかなという思いも若干あります。ですので、学校経営自体はなんとかできていくのかな、教育委員会の支援体制、これがすごく重要になってくるかなと思うのですが、教員だけではなく支援員ですとか、スクールサポートですとか、そういうものを取り入れなければ、なかなか学校の運営は厳しくなってくるのかなという認識でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 先ほど言ったように、10年は別にして平均的に5名前後子供達が入ってくる状況であります。そこでもう一つ考えていかなきゃならないことは、村では子育て支援を充実させるという子育てのしやすい村づくりをしていくと。つまり子供達が安心して育てられる村づくりをするということで、中央保育所の新築、それからトマム保育所の改築等を大きなお金を投資して未来の子供達のために、また母親達が安心して育てるための投資を村は行ったのです。それは単に保育所がボロになったから直したってことじゃなくて、そこには村で子育てして、子供達が安心して育てられる、親達も安心して生活できる、そういったことで子育てのしやすい村づくりをやるということの決意であれだけのお金をかけて保育所を整備したのです。つまり将来子供が増えてくる、増やしていく

ということを期待しての政策であった訳です。そのことを、きちんと考えて今言われたような、きつい、きつい、ということではなくて、学校統合ありきの教育行政を進めるのではなくて、こういった村の政策、投資した意味、こういったことを含めて整合性、合致した取り組みが教育委員会も必要だろうと思っているのです。このへんについて村の政策との整合、合致について教育長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 議員のおっしゃるとおり、子育て支援環境の拡大等充実につきましては、今後の定住人口の増加を期待させる施策と認識をしております。学校教育におきましては、小学校及び中学校の義務教育段階において、小学校教育には幼児期の教育成果を受け継ぎ児童に基礎的な資質能力の育成を目指す教育を、中学校教育には小学校教育の成果を受け継ぎ生徒に義務教育9年間を通して必要な資質、能力の育成を目指す教育が求められております。小中一貫校にすることにより、小学校、中学校教育、双方が円滑に接続され義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、小規模校における教員不足を小中連携による相互乗り入れにより解消しながら教育の質を高めることができると考えております。家庭、地域との連携も強化しながら魅力ある学校を目指すことで児童生徒の増加にも繋げてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） どうもそのへんが政策的なものとは合致していかないと思っています。もう一つは今まで統廃合された地域がどうなってきたかということも、きちんと総括して、村づくりをしていかなきゃならないと思っています。身近な部分では占冠小学校

の統合がありました。双珠別もあった訳ですけども、廃校ですね。このことによって地域のコミュニティが大きく揺らいだ。そして地域から子供の声が全く聞こえなくなり、あわせて若い人達が住む地域からいなくなってきたという現状であります。こういったことの、いやな苦い思いを例えば今回も一貫教育ということによって言っていますけれども、中学校なり小学校、そこに働く人達の教職員、こういった人達は村の人口の基礎になる部分であります。学校が統廃合されれば、当然占冠でおきたような状況もありますし、あわせてそういう基礎人口が減ってくるということになってくる訳です。ここはやっぱり学校を中心として村づくりをこの間してきていますし、今回新たな投資を子供達の暮らしやすい村づくりをしていくということで、それだけの金を投資したということは、将来この村で子育てがしやすい状況、子供が増えてくるということを想定して、村は積極的な母親を支援したり、子供も支援していく政策をとった訳ですから、このことを考えれば、やはり占冠小学校で苦い思いをして住んでいる人達は減ってきて、商店も成りゆかないところまで追い込まれる、こういったことがあった訳ですから、こういう苦い経験をしたうちの村としては、そのことの反省の上に立って教育行政を村づくりと一緒にやっていかなきゃならない、こういうことだろうと思っています。そのへんについて教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 今まで私自身、統合という言葉は使いたくなかったのですけれども、私は中央小学校それから占冠中学校を統合するという考えは特になく、小中一貫でこのまま、若しくは9年間を連続して考えた時

に義務教育学校という9年制の学校を新設するというようなことで考えております。ただ当面、義務教育学校については課題が多いというところから、小中一貫校として相互の乗り入れ等をしながら教員不足ですとか、児童生徒の減少に対応していきたいというところでございます。今、村で行っている定住の増加に対する施策ですとか、当然そちらは十分認識しておりますけれども、今後すぐに児童生徒が増えるという予測は、なかなかしづらいところがございますので、この先5年、10年先に増えてくると考えますと、今やるべきことについては、小中一貫なり義務教育学校なり、そちらにまず重きを置くと言いますか、それらを検討していくとか、強化していくというところが重要じゃないかと思っておりますので、私としましては特に今廃校にして統合してしまうとか、そういう考えは全くございませんので、今の義務教育を9年間で捉える、連続して捉えられるような制度を作っていくたいというところで考えているところです。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 確認しておきたいのですけれども、それぞれ中央小学校の教職員数、それから中学校の教職員数はきちんと確保する、それは先生方ばかりでなくて、いろんな仕事を働いている人がいる訳ですから、こういったものをきちんと確保しながら小学校、中学校の連携をしなければならない。それに重きを置いて進んでいくという考え方でよろしいですか。そのへんについて確認をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 今後、小中一貫校としてこのまま続けて、当面の間続けていくことになると思います。児童生徒数の減少というところで考えると、やはり教員数も先ほ

どお話させていただいたとおり少なくなってきました、当然乗り入れもすごく重要になってくるところでございます。ただ、そこに乗り入れ、なかなか厳しい部分もございますので、教員の人事に関しましては、こちらから強く要望させていただきながら、村の教育事情にあった教員等の配置についてお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

続いて4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 私のほうから大きく3点質問させていただきます。

まず1点目、物産館の活用について。物産館の活用については議会でも議論されてきましたが、村民の方々も大変関心のあるところ です。物産館の1階、2階の活用について、6月議会以降の進捗状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。物産館の活用についてということでございます。6月議会以降の物産館の進捗状況についてのご質問ですが、2階レストラン、旧メープルについては厨房床修繕を7月27日に着手をしまして10月31日に完了しております。利用者の募集につきましては、随時内覧希望者の受付対応を行っております。先般11月4日に1件の対応を行っております。内覧や図面の送付等、利用に向けた具体的な検討を進めていただけるよう事務レベルでの調整を進めております。引き続き利用者に向け前向きに検討していただけるよう村といたしましても協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、1階部の利活用についてでございます。9月議会で予算を可決いただきました展

示パネルの作成業務及び村の特産品PRコーナーの設置でございますが、展示パネルの作成業務は10月1日に委託契約を締結しまして現在は1月末の完了に向け最終校正の段階まで進んでおります。また、特産品PRコーナーにつきましては、メープルシロップ、鹿肉、木工品をはじめ、新規就農者の方等、道の駅で販売している村の特産品の生産に携わっている方々に直接取材を行いまして日々の取り組みを紹介するパネルを現在作成しております。展示パネル、特産品PRパネルともに完成次第1階に展示をし、村民の皆様や観光客の皆様にご覧いただけるよう作業を進めてまいります。これらを通じて、村民の皆様はもとより観光で訪れられたお客様に占冠村をよりご理解いただけるようなスペースとして活用をしてまいりたいと考えております。展示につきましては改めて村広報やホームページ等を通じて周知させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

次にネクスコ東日本の事務所としての活用でございます。ネクスコ東日本と物産館1階部分の活用について協議を進めていることについては、これまでもお話をしてきたところであります。現地の確認等を行いましてネクスコ東日本からはPR館として活用を進めたいとのお話がありました。PR館については確認したところ工事着工後は多くの方々を本村に受け入れ、工事内容等の説明を行う等、現地での対応が必要となってくることから、物産館1階を利用したいとのことであります。今後必要な改修費用を来年度予算に計上させていただく予定でありますのでご理解等、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 今1階の利用、それ

から2階のレストランの応募状況、それから厨房等の修繕の状況を伺いましたが、まずネクスコ東日本帯広工事事務所、これは6月の議会村長答弁でも意思確認を進めていきたいと答弁しておりますが、それに対してネクスコがPR館を設置したいということですよね。それでこのPR館というのはいつ頃から活動されるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ネクスコと協議はさせていただいております、先ほど少し触れましたけれども1階部分の一部を区切らなければならないということで、区切る工事を村が担当させていただいて貸し付けをするということになりますので、新年度予算で場所の工事を行いまして、今お話ししているのは10月くらいにはそういった施設を設置したいというように聞いております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2階のレストランの事業者応募の件ですが、物産館自体が老朽化もしています。厨房等の修繕等は行ったと言っていました、かなり、壁だとかそういったところも汚れが目立つ状態であり、それから収支を考えたときに、集客、収支なかなか厳しい。事業者に対しては厳しいと思います。そこで事業者の応募条件等の変更等は考えていないのか、家賃ですとか改装費ですとか補助ですとかそのへんをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） レストラン部分の入店に関わっての条件等についてはこれまでも例えば施設管理費として村がお支払いをして家賃は家賃としていただいたということになってます。その差を見ると現状の家賃が高くは見えるのですけれども、そういった逆にこちらが管理費として払う部分を差し引くと、

それほど大きな金額にはならないのかなと思っています。村の既存の条例も新規参入の企業に対する支援策も可能な条例になってますので、そういったものも利用していただきながら、入店希望の方とはそういった条件について改めて協議をさせていただくということになろうかと思います。今の募集要項事体はそのままになっていますけれども、入店希望の方とは個別にそういった検討もさせていただくということで私の頭の中では思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 続いて2階の部分ですが教育長にお伺いします。郷土資料館の活用について。令和3年第7回定例会教育長答弁において地域の方々、専門家の協力を得て郷土資料室改善に向けた方向性を示していきたいとありましたが、どのような形で対応行ったのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。物産館内の郷土資料室、こちらの活用に関しましては8月の清流大学、こちらの講座の中で資料室を実際に見ていただいて、資料室を見て感じたこと、改善点等についてご意見をいただいております。また講座の最後には資料室の改善の方向性、それから目標について皆さんに述べさせていただいております。地域住民による手作り資料室として改善すること、今回の改善計画は清流大学の学生が考えた清流大学学生による資料室としたいこと、また将来は児童生徒等が考えた資料室等テーマを変えながら定期的に改善をしていきたいということをお伝えしております。これらお伝えしながら今回清流大学の学生の皆さんを中心に具体的な取り組みを今後進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 8月の清流大学の件は初めてお聞きしましたが、郷土資料室についてはこれまでも再三にわたり、あり方について議論されてきましたが、資料室自体が暗く全体的にライティングも効果的な展示がされていない状況であります。他の地域で産出された化石や資料等、占冠の資料と混在して、その展示を見ても理解しがたい内容となっている。この点を清流大学の学生等の意見を取り入れて改善していくということでしょうか。それから利用者ノートを見ますとネガティブなコメントはありませんけれども、中には再訪を望むコメントもあります。占冠の歴史、文化を知る貴重な資料を充実した展示内容にするために双民館、占冠交流館、道の駅等にある展示資料等と入れ替え利用することにより、より効果的な展示方法が考えられると思いますが、いずれにしてもある程度の経費が必要になることでもあり、予算化を含め改善を行うべきであるし、方向性をしっかりと示すことが必要と考えますが再度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。前段、細谷議員がご指摘された件につきましては、正に講座の中で清流大学の皆さんがご意見された展示に関係のない化石があるとか、そういうご意見をいただいているところでございます。その中からどのような形で資料館を作っていきたいかというところのご意見も若干いただいているのですが、なかなか具体的なものは出てきづらい。あの現場であれを見ながら具体的なイメージはなかなか掴めないということもありまして、社会見学等を利用して、私から他の町の資料館ですとか、そういうところを見学させていただいて皆さんにイメージを持っていただけたら

なというような試みもさせていただいておりまして、今月の講座の中でも少しお話をさせていただいて、より具体的に話を進めていきたいと考えております。実際、ご指摘のように展示品の中には何の説明もないですとか、名前だけしか書いていなくて、それをどのように使って良いのかがわからないですとか、そういう単純に誰が見てもちょっと疑問に感じるような展示の仕方というのもあったりしていますので、そのへんについては、どのようなテーマが良いのか、商業、工業ですとか、そういう種別で分けるのか、年代で分けていくのかですとか、そういうのも考えながら今後より良いものを作っていきたいなと思っています。良いものというのは、お金をかけるというものではないのですけれど、見て楽しくなるようなものですね。手作り感があるようなものを作っていければなと思っています。それから、それぞれの資料、各地区の資料の展示の関係ですけれども、こちらについては今のところ入れ替えというのは、なかなか難しいかなと考えております。現時点では私のほうでは物産館にある資料室、こちらに注力をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ちょっと戻りますが、昨年の12月議会で私が物産館郷土資料室の質問をした際に今年度なんらかの方向性を示していきたいということだったのですが、再度来年度に向けて清流大学学生さんと連携して地域づくりを前面に出した、そしてまたテーマを新たに決めるという認識でよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） はい。今、清流大学の皆さんが傍聴にいらしているので、なか

なか言いづらいのですけれど、議員おっしゃるとおり、清流大学の皆さんと協力しながら、ご意見をいただきながら良いものを、地域性のあるものを作っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） この件について最後になりますが、先ほど入れ替えは難しいという話が各施設にあるとありましたけれども、例えば道の駅にある砂金の展示資料等を資料室に配置するというと、専門用語でカッチャと言うのですが、鍬のようなもの、そういったものもあって、これそのまま見たらなんだろうなというものが、それも砂金のレプリカを置くことによってより現実味増してくる訳ですね。ですからそういうことは少しずつでもできると思うのです。そのへんをどうお考えなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 今回、物産館資料室を改装していく中で、例えば何かの物に付随した物が、他の例えば双民館にあるとかということになれば、それを用いて関連性を出した展示ができるのではないかって話が、どんどん広がっていくのかなと思っていますので、そのへんについてはいろいろお話をしながら柔軟に対応していければなと思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2つ目の質問にまいります。宿泊税の取り組みについて。マスコミのインタビューでは宿泊税創設に向け、2023年度に制度設計を行い、2024年度に宿泊税導入を検討すると村長のコメントが発表されています。方針だけなのか具体的な取り組みは行われているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税の取り組みについてのご質問にお答えをしたいと思います。ご質問の宿泊税につきましては、北海道と足並みを揃え導入に向けた検討を進めていくこととしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で導入が先送りされている状況であります。北海道においてはこのコロナ禍でのスタートは切れない状況であるとお聞きしておりますが、6月の一般質問でも答弁したとおり、私としては観光地としての魅力を高めるための財源として宿泊税は欠かせないとの認識を持っており、ぜひ導入したいという考えに変わりはありません。先日のマスコミの取材の際、観光資源は村の大きな財産であり、宿泊税制度の創設で観光振興財源の確保を図りたく、2023年度に制度設計を行い、国の同意をいただき、24年度の導入に向けた検討を進めていきたいとお話をさせていただきました。具体的な取り組みは行われているのかというご質問ですが、現在は観光振興財源の制度設計に関するたたき台の取りまとめを行っておりまして、一定程度のスケジュール感も念頭に置きながら準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 宿泊税導入を検討している富良野市等はコロナ禍の中、導入を見送っていますが、制度設計案を作成し、また、アンケートの実施を行い、この結果を宿泊業者、住民へ周知し修正も行い制度設計の修正、理解を得ようとしています。導入を前提に考えるのであれば、本村においてはどのような方法で周知し、理解を得ようとするのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 富良野市のことは私も存じ上げておりませんが、私として

は北海道のこの宿泊税に関する取り組みについて今後どうなんだということを北海道上川総合振興局長にお尋ねをしました。北海道はインバウンド対応のためにこの宿泊税を導入したいということで、必ずしも一般の事業者から取るための税制度でないと。そのへんの調整をどうするのかという課題があって現状コロナ禍に陥ったものですから、なかなか難しいということです。その際に占冠村は事業者がある程度固定されている。一般宿泊事業者が少ない環境にあるので、占冠村であれば比較的この制度は導入しやすいんじゃないのかいと、ぜひやってみたらどうだというようなご意見もいただきましたので、まだまだ村内の事業者さんにお話は行き届いていませんけれども、そういった調整をしながら、ぜひ導入に向けて制度設計をしてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいまの答弁ですが、宿泊税は目的税とも言えるということですが、道からのご意見等もあったと思いますが、やはりこの宿泊税導入に対する目的の明確化というのが必要だと思います。今も村長もおっしゃってましたが、その目的には多言語対応だとか、景観保全だとか、混雑対応、民泊対応、観光資源開発、観光プロモーション、訪日外国人の受け入れ対策、環境や治安を守るだとか、いろいろとあると思うのですが、このへんをやはり明確にして導入をすべきと考えています。それから2024年度とは言わないまでも北海道に先駆けて導入するとなると2重課税の問題もあり、道との調整、この点については調整を行っていくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども少し触れさ

せていただいたのですけれども、北海道の調整については事務レベルでの具体的な協議はこれからになりますけれども、私からは北海道に対して北海道に先駆けて導入することも検討課題である旨は伝えております。本村と同様の環境にある他の自治体とも、ぜひ足並みを揃えて検討を進めていきたいと思いますということで首長間でのお話もさせていただいてるところでございます。

宿泊税の導入にあたっての2重課税、法定外目的税における問題でありますけれども、議員おっしゃるとおり、2重課税あるいは法廷外目的税における総務省基準、それから課税対象の公平性、または地域や事業者の理解等、多くの課題がありますので、これら課題整理を進めていくこととしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） それでは3点目の質問に入ります。災害復旧工事の施工について。8月の大雨により11箇所ほどの被害が発生しました。その中で復旧工事を行った箇所において、どのような形で設計積算を行って対応したのか。災害復旧は原状回復が基本ですが、基本的な災害に強い対策が必要と思います。村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害復旧工事の施工についてということのご質問でございます。

今年の8月の大雨災害は村内全域に甚大な被害が発生しまして、村道、林道等の道路横断管や普通河川への土砂の流入によりまして道路側溝や農地等に大きな影響を及ぼしました。取り急ぎ対応が求められた災害復旧工事として、建設課では3件全て設計コンサルの知見を参考に、村の積算システムにて設計積算して工事発注をしており、3件全て竣工を

しました。また、林業振興室が主管する林道災害2箇所は設計コンサルに設計を委託し、災害査定を受検後に復旧費の決定を受けております。9月定例議会にて補正した修繕費、それから重機借り上げによる村道の維持管理と普通河川の土砂撤去処理を実施しまして、建設課では村道維持他で14箇所、林業振興室では5箇所の治山水路の復旧処理を実施しました。

根本的な災害に強くなる対策としては議員ご存じのように近年の爆弾低気圧、あるいはゲリラ豪雨、台風災害により局地的な短時間の大雨が各地で発生しておりまして、想定外と言われる近年の災害に対応できる施設整備を行う必要があると考えておりますので、関係機関とも連携を取り進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただ今、工事復旧について建設課3件、林業でコンサルを入れて設計をしたと。この建設課で対応した3件について、設計図等はあったのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 建設課で施工した村の施工箇所については委託設計をしておりますので、設計図書があったと認識をしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 今回、復旧されたところで大谷の沢の復旧工事ですが、そこで現場に近いものですから気になって質問しました。どう施工するんだと。それからここでお伝えしましたがけれども災害復旧は現状回復が基本とそうになるのか、それから今後の災害に強くなるのかと問い合わせたところ設計図はないというふうなことを言っていたが、このへんを聞きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の大谷の沢は開発局の持ち分と村の持ち分がありまして、村の持ち分については先ほど言ったとおりだと思うのです。開発局の修繕、私も開発局の富良野道路所長に前は柵があったじゃないですかと。なぜ柵が付かないんですかと。現状と違うよねということで、ちょっと文句を言った経過があります。説明では村の施設に水が流れ込む施設だったので、そういった障害を取り除くために現状とは違うけれども、蛇籠、籠を積んで修繕をさせていただきましたというお話をいただきました。将来、国道の排水施設としてしっかりやってもらえるのですかとお尋ね申したところですが、現状はこのままでいくけれども今後については必要であれば検討をしていきたいと。ちょっと逃げられた部分もありますけれども、そういったお話で議員言われるように現状回復にはなっていませんけれど、村の被災を受けた施設については流れたものを除去して新しくなった部分もあると思いますけれども一応現状復旧をさせていただいたということにはなっていると認識をしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただ今村長の答弁の内容は国の担当部分、その下流部分は村の担当、その部分を言っています。このへんはどうなっているのか。その部分の設計等はあったのかということです。村長でなくても担当課長で結構ですが。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。今回の大谷の沢復旧に関しましては環境ブロック、積んであったものが、これまでの何回かの大雨によって河床の土とかさらわれて流れ出てしまったと。

そういうことで擁壁の部分が倒れてしまって環境ブロックも河床に落ちてしまっていたということでございます。復旧につきましては環境ブロックの積み直しということで今回工事発注させていただきました。その積み直しの施工方法については、この環境ブロックを積んだ時が平成18年の災害復旧を行っておりますので、その時の施工図を参考にして今回施工するよう請負業者とも調整を行ってきているところでございます。ただ状況としましては、環境ブロック全部あるものだということで今回当初設計させていただきましたけれども、全部実際見つかっておりませんでした。その中で見つからない部分の復旧についてはコンクリート、型枠を付けてコンクリート構造物として既存の環境ブロックと一体となるような形で施工させていただいたという状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） まず公共土木施設災害復旧事業の流れということで、地方自治体によって内容は違うと思いますが、その流れの中で復旧工事の発注については、まず設計図書に基づき施工計画書を業者が作成するとなっています。そこの設計図書なかったんじゃないですか。例えばブロックが着工して足らなかった、足りないということですよね。そのへんどうなっているのかも一度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 先ほども申し上げましたが、平成18年に災害復旧した時の設計図書はございます。環境ブロックも当初の設計では我々の判断で全て川の中に残っているものだろうということで設計をしておりますので、そういった形で積算して工事を発注しております。ただ現状としまして、

先ほども申し上げたとおり全部が見つからなかったということで現況の形での復旧になっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） そういった場合は、やはり設計変更が求められますよね。それと予算も別途またかかってくるということになると思いますので、今一度この公共土木施設災害復旧工事の流れを確認いただいて、確実に一つ一つチェックをして実施を行っていたきたいと思いますが、今一番最初に冒頭に述べた設計変更等は行われたのか、嵩んだ経費はどう処理をするのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えをいたします。設計変更は行っておりまして予算はこの大雨災害の時に議決をいただいた予算の中で河川の予算の中で執行残がございましたので、その中で今回対応させて執行させていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、細谷誠君の一般質問を終わります。

一般質問中ですがここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後12時06分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 一般質問させていただきます。地域交通について質問をしたいと思います。これまで地域交通についての利便性の向上、時間の変更ですとか接続について、向上や改善等について質問させていただいておりますが、都度、調査、検討等とは必要だと伺ってきました。これまでに具体的な解決策や方向性についての進捗状況というのを伺

います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。地域交通は自家用車がなくても、できる限り多くの移動ニーズに対応できるよう体制の整備を進めるべきと考えております。そのためには、まず現在整備されている地域公共交通を上手に組みあわせて有効活用していくことが大切だと思っております。その一方で、安定した公共交通を運営していくためには、多額の費用が必要になることも事実でございます。村としては持続可能なものになるため、限られた財源の中で最大限の効果を上げることができるよう住民の希望にあわせたバスの時刻変更や、バス停の改廃、高校生への通学ニーズにあわせたスクールバスの運行体制の変更等も継続して行っているところでありまして、むらびと交通や地域循環バスも地域ニーズにあわせて運行されているものです。その時々状況変化に対応するには、住民ニーズの調査、検討が必要でありまして、現在準備を進めているという状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今村長から説明があったように今まで地域交通について様々な方が利用できるよということ、ニーズにあわせて特定目的の交通を増やす等して利便性を保ってきてくださっているところだとは思いますが、ただこれからますますドライバーさんの人材不足、それからニーズというのはどんどん多様化してくると思います。そういった中で現在JRの根室線の新たな交通ルートの検討等もしていると認識しておりますが、そういったことがある中で、このタイミングに今後も見据えたトータル的な改善策と言えますか今後の方向性というのが必要になって

くるだろうと思います。もちろん財源も必要ですし、車の台数とかも必要になってくると思うので、これを村単独でやっていくというのも一つの方法だとは思いますが、全部が全部補えるものでもないと思うので、例えば他市町村との共同運行ですとか、今現在スクールバスとは言ってませんが村営バス、高校生の通学にあわせた村営バスというのも動いているような状況で、ただ特定目的の車のほうが多いと感じています。特定目的の車は乗れる人が限られてしまうので、不特定多数の人を乗せる車ではないと思うのですね。そういった方も利用できるのが公共交通、地域交通だと思いますので、そういった専門の行政の縦割りみたいなものを無くした見方で地域交通というのを考えるべきだと思いますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域交通のあり方含めて、やり方等々のご質問かと思っております。占冠村の地域交通は福祉分野あるいは教育分野でバス運行担当等々含めて多岐にわたっておりますけれども、現在も庁舎内の横の連携を密にしながら運行内容等を調整して、できる限りニーズにあった運行ができるよう取り進めているところでございます。

他市町村との連携による公共交通の整備についても将来の財政負担等を考慮しながら慎重に協議を重ねてきていると思っております。

ドライバー不足への対応としては単にドライバーを募集することに留まらず、村内企業の人材の活用を図ることも必要であると考えております。村では占冠村地域企業振興条例を整備しまして、村内中小企業の社員が大型免許等の資格取得する際には受講料の9割と、受講期間の賃金の9割を補助することができる人材育成事業等も整備をしておりますけれ

ども、今後におきましても外部からの人材確保と内部人材の育成の双方に努めてまいりたいと思っております。確かに地域交通の中で特定目的の運行と村営バスのように不特定利用を目的とした交通、2種類がありますけれども、これもニーズにあわせた中で運行されているものですので、一般に最近観光旅行者の利用者も村営バスのほうは少し増えているよというお話もいただいておりますので、ただこれを例えば便数を増やすということになると、なかなか今の財政状況の中でやっていくことは大変なのかなと思っておりますけれど、それら含めて、なにが一体地域として必要なのかということを見極めながら、交通体系を整備していきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） ただ今、村営バスの増便等は現実的ではないということで観光の方が利用されているというのはタイミングがあって使えるということで利用されているのだとは思いますが、今現在、村営バスを利用されている方はかろうじて時間をあわせて行くことができる、若しくはその便にあわせた動き方ができるような状況である方が利用されていると思います。これまで一般質問の中でも出されてきた便数、村営バスの接続の問題だったりとかというのは、接続が悪かったり、利用できないから利用していない。自分で何とか方法を見つけて公共機関を利用しなくても移動しているというような状況かと思えます。今までもニーズを調査するにあたって村営バス等で利用者さんに直接声を聞いたり、バスの運転手さん、ドライバーさんに声を聞いたりという話で伺っておりますが、利用されている方は利用ができていない状況でのアンケートの結果だと思います。利用したい

けれどもできない人の声というのは、そこには反映されていないと思います。ニーズ調査、これまでもしてきたし、していますということではありますけれども、やはり使用したいという人のニーズがすごく変わってきているし、利用する方の目的等々も複数にわたっていると思うので、何年かごとにニーズ調査というのはするべきなのではないかと思いますが、そういった調査をしていく意向があるか、ニーズ調査等をして今後の方向性とかを決めていったらどうかと思いますが、どのように考えますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） バスの利用方法を含めて時間帯等々、その時々で変更してきているということでもありますけれども、これまでも村営バスの時間変更、あるいは停留所の変更含めて、その時々利用者あるいは地域の方々含めて、お話を聞きながら時間の変更、例えば朝何時に富良野へ出るのが一番効率的かということとあわせて、学校にあわせる、病院にあわせる、停留所、元は富良野駅までだったのが協会病院まで延長する。そういった利用者の利便性が上がるということに基づいて、いろいろ変更をしてきたと思ってます。帰りのバスに至っても診療が終わって帰れる時間、最大限帰れる時間がここまでだねというお話をいただきながら今の時間があります。申し上げているのは、今どういう状況なのかというのを、改めてこの議会通じて時間の変更等のお話が時間含めてある中で、また改めて聞く必要があるだろうなと思っています。これまでもそういった利用者の意見等も聞きながら変更してきていると。今ここに至っては、またこれが不便だから変更したいということなので、それはその時々にあわせてご意見を聞きながら運行をやっていくということ

だと思うのです。やはりバスの他に他の交通機関というか、むらびと交通とか、他の交通機関も利用されている方も増えてきましたので、あとはバスの時間がそれで良いのかどうかも含めて、また調整する必要はあるだろうと思ってますので、利便性が上がる方向であれば、全ての方が満足いくのはなかなか難しい。ただ最大公約数として、これが良いだろうという範囲でやっていくことしかないと考えてますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今後の維持、それから利便性の向上に向けて今後も考えていくということではありますが、これは担当課みたいなものを専属、どこかの課でやるというものではなくて、本当にいろんな分野の車が今必要だし準備がされています。なので、そういったところの担当にあたっている方になるのか、そういった課の代表の方になるのか、そういった方達が同じチームとして一本化して地域交通について考える必要があると思います。そのチームで例えば3年後だったり、5年後、地域交通はこうなっているであろうとか、目標値に向かって進めていくかどうかという専門のチームを作るべきではないかと思いますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 担当部局の統一性という部分ですけれども、これまでも必要に応じて役場庁舎内で横断的な議論や関係する近隣市町村間での意見交換は行っておりまして、今後におきましても縦割りに陥ることなく横断的な議論を継続しながら、よりニーズにあった公共交通機関のあり方については検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今後進めていく中でニーズに関する問題、それはもちろん村営バスだけではなく、今むらびと交通を利用されている方ですとか、今は村営バスから、むらびと交通のほうが利便性が高いということでそちらに移行されている方もいるでしょうし、自分にはこちらの交通網のほうがあっているということで使い分けをされているかと思いますが、どこの車を利用するにあたって、なんとか使える車を自分達で見つけているような状況なのかなと。住民が見つけるような状況、探していくというような状況なのかなと思います。なので全体的に今一度、ニーズ調査というものをさせていただきたいと思いますが調査等は可能でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど申し上げているとおり、その時々で必要な交通を確保するというの努力はこれからも続けてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） もちろん利用したい方が声を上げる必要はあるのかもしれませんが、その声を上げてからでないと変えられないというか、全体的に今どうしているかという把握をするべきだと思います。その時々でももちろん変えてくださっているのはわかっていますし、ただ、どうしても利用ができない限界がきた時に声を上げているような状況だと思います。そうなる前に一度こういった方向であるべきなのかというのを先に考えて動くことも必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 交通体系をやっているときに意見を聞かないで勝手にやっている

つもりはないんですよね。必ずこういうふうにしたいということと、要望というかお話を聞きながらそれに対応するために、じゃあどうするという村としてできる範囲と持続可能な交通体系。お金さえかければなんぼでもできると思うのです。ただそれは持続してやっていけないこともありますから、やはり持続可能な交通体系を作って、しっかり希望される交通を作っていくという努力はずっとしてきたつもりなんです。それは万人がこれで満足だということはありません。今の状況の中でそうすると本当にきめ細かく時間単位で車が動いている状態でなければなかなか難しい。ただやり方としてはいろいろあります。そういった中で、デマンドでやるとか、例えばボランティアでドライバーさんを確保して地域が必要な時に車を動かせる体制を作るとか、やり方としてはいろいろある訳で、そういったことは村としても検討材料にはなっていると思ってます。そうした中で全体の交通体系をどうするかということで検討していくということだと思えるのです。下川議員言われるような意見を聞いていないということではなくて、そういった要望も意見も聞きながらそれを埋める作業はさせてもらっていますので、これからもそういったお話はたくさん出てくると思いますけれども努力はしてまいりたいと思ってます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） これからもニーズが多岐にわたる、使用目的のニーズは多岐にわたっていく中で今後もずっとニーズにあわせた車が増えていくのかといったらそうでもないと思います。限界があると思います。なので、そういったことをそのシミュレーションをしていく必要があるし、そういったことをシミュレーションしながら今後の交通体系と

いうのを考えていく必要があると思ってます。そういったことも含めて、広域なのか、村の中の交通体系の変更なのかということを考える時期だと思いますが、そういったことを検討していくということによろしいのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） JR根室線の話もありました。広域的な交通体系も検討材料には現在上がってますけれども、基本的には住民の皆さんが最低限の交通体系が確保され、現状のサービスが低下しないように維持していくということは最大の課題かなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、下川園子君の一般質問を終わります。

続いて6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは一般質問をさせていただきます。質問1で、河川公園の今後の整備についてということですが、実は、私記憶なかったのですが、令和2年の9月、定例議会で河川公園の活用についてということで質問された議員がおります。内容わかりやすくするために、令和2年の村長答弁を若干読み上げてから私の本題に入りたいと思います。時間はそんなに取れません。令和2年の9月で、議員が河川公園の活用についてということで聞いております。その時村長の答弁では、平成14年度に林業地域総合整備事業補助金を受けてパークゴルフ場として整備しましたが、平成15年8月の台風10号に伴う河川の増水により壊滅的な被害を受けたことから、経費を極力抑えた形で現在の河川公園としての利用となっておりますということです。それから、河川敷地については、大雨の際の洪水対策を念頭に置く必要があること、また、補助事業による制限から積極的

な整備をする状況にはありませんが、具体的な活用方法は関係者との協議を進めると共に、北海道とも引き続き調整をしていきたい。具体的な活用については今後検討を進めさせていただきますという答弁になっております。

そして私の質問に移ります。双珠別川と鵲川の合流点から70mほど双珠別川の上流で、これまでの大雨、今年ばかりの雨じゃなくて何年もの大雨によって土砂が中央部分に大量に堆積し、河川の流れが河川公園の一部を侵食するような線形となっております。この状態が続くと河川公園の利用に支障を来す恐れがあります。このような状態の河川公園の今後の整備について、村はどのような考えを持っているのか伺います。前段、令和2年の9月では河川公園の活用ということだったので、私のほうは活用もさることながら、その運動公園の一部が侵食されていって使い物にならなくなるのではないかという心配がメインになりましたので、河川公園の今後の整備、修繕というのですかね、それについて伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川公園の今後の整備ということでご質問をいただきましたので、小林議員のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、過去の大雨による双珠別川の増水によりまして、河川の中央部から川岸にかけて土砂が堆積し、その結果河川の変形により河川公園敷の侵食が一部進んでいると認識をしております。村としては河川管理者の北海道に対して定期的な河川の砂利上げ盛土の施工の2点について特に要望をしてきたところでございます。議員まだご覧になっていないのかとは存じますが、実際に11月28日から12月9日まで、ご指摘の箇所

川内堆積土砂の除去による線形の変更、それから浸食箇所への盛土等が行われました。具体的な規模としては、土砂は約1500m³、延長は約300mと聞いております。従いまして現状においては川の流れ、それから浸食への対応はさせていただいております。今後とも双珠別川はもちろんでありますけども、村内河川全体に河床が上がっておりますので、この河床の掘り下げ含めた状況を解消していただくために要望は引き続き続けてまいりたいと思っておりますけども、ご指摘の河川公園につきましても、状況を注意深く見守りながら必要があれば関係機関に対して要望し、引き続き河川公園の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいま村長の答弁で、河川公園の浸食したところが11月28日から12月9日の間で浸食しないような手立てを打ったと、私も11月9日だったら一週間くらい前ですから、見たのはその前ですから、そうしましたら、今の浸食止の工事これから例えば雨降って川が増水した場合にも、今施工した工事容量で間にあうのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 状況については、なかなか口で表すのが難しいのですが、浸食された河岸のほうに土を盛土、かなり大きな盛土をしまして、それと川の流れを中央部に寄せていますので、現状においては浸食する状況にはないということで、河川公園の整備については、これまで同様の方法で維持管理をしていけるという状況になったということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 確認ですけども、今

村長、川の真ん中にかんりの量の土砂の堆積があったところには川が流れるように掘って、私が今言ったその運動公園のほうは浸食しないように完全に直っていると。了解しました。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 質問の許可を得ましたので質問させていただきます。よろしくお願いします。

質問1でございます。橋梁の整備はということで質問させていただきます。最近本当に多くなりました降雨災害。今年8月議会前にも報告がございましたので、9月の定例会においても私、道道夕張新得線のことで質問させていただいております。それで、橋梁は本当に劣化している状況にあるのですが、この間の総務産業常任委員会の中で質問させていただいたところ、占冠には32箇所の橋があって、今年は法定点検をするということが決まって、5年ごとに調査をしているんですよという説明がございました。それでその法定点検、今年行われたということですので結果はどうであったのか、その32箇所についてお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 橋梁に関わるご質問でございます。大谷議員のご質問にお答えをいたします。今年度の橋梁法廷点検業務の工期が令和5年3月になっておりますので、この場で結果をお伝えすることはできませんが、令和3年度に実施した橋梁法廷点検14橋の結果を申し上げますと、健全性の判定区分は4段階になっておりまして、判定区分がⅡの状況に応じて監視や対策を行うことが望ましい状態の橋梁が12橋。それと判定区分がⅢの早期に監視や対策を行う必要がある状態の橋梁

が2橋でございました。本年度の点検につきましては3月に結果がでますので、その際にご報告を申し上げたいと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 2番目の質問になるのかなと思いますけども、早急に修繕しなければならない2箇所、これはどういう状況にあって、どういう時期に修繕されるのかをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 橋梁の修繕に関わるとご質問ですけども、橋梁長寿命化修繕計画におきまして、今後10年間に修繕を行う橋梁は、村道占川線の占川橋、それから村道ホロカ幾寅線の林友橋というのがあります。それから村道東5線の東5線橋から、村道占冠1号支川の11号橋でございます。4橋の内、損傷の著しい橋梁2橋を令和5年度より修繕を実施する予定となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 占川橋、あとちょっと聞き漏らしましたが、令和5年に向けて2箇所修繕するということです。今年8月の広報で報告がありました宝珠橋はどんな状況にあって、どういう修繕になっているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 橋梁法定点検における宝珠橋の状況でございますけども、床板にひび割れ、支承に防食機能の劣化がみられる状態となっております。宝珠橋の健全性の判断結果を申し上げますと、判定区分はⅡで、状況に応じて監視や対策を行うことが望ましい状態の橋梁ということになっております。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 判定Ⅱで今後の修繕

という方向にはないのかなという今の村長の答弁かなと思うのですが、これだけ水につかって、その判定のⅡの状況で良いのかどうかということもあるのですが、特に宝珠橋等は、双珠別側はダムがあり放水も行われる。これだけではなくて、ダムの放水の危険にさらされるという状況は極めて大きいかなと思うのですが、それでこの修繕ができないという法定点検からいろいろな状況が考えられると思うのですが、その修繕ができない状況にあるのであれば、維持していくために川底の砂利等の整備が必要なのかなと思うのですが、先ほど河川公園、結構砂利が取り除かれたような話を聞きましたので、そういうような対策をできないものかどうか、そのへんお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宝珠橋の修繕というお話でございますけども、判定区分Ⅱということで、状況に応じて監視、あるいは対策を行うことが望ましい状況ということで、基本的に長寿命化計画、修繕計画の中で優先度がついていまして、補助事業でやるには認定区分の状況によって修繕が実行できるということです。議員ご心配のこの宝珠橋の対策については、必要なものについては村が単独で修繕を行うという状況になっているということでご理解いただきたいと思います。

河川の砂利上げについては、先ほどの双珠別の時に申し上げたとおり、基本的にこれまで降った大雨等で占冠、双珠別側もトマム側も含めて河床が上がっているということがありますので、流れを悪くする流木伐採と河床が上がった分の砂利撤去について河川管理者であります北海道に必要最小限でも良いから予算の範囲で危ない箇所を優先してやってくれということをお願い申し上げてるところで

す。要望に対して、今回河川公園のところの河床を下げていただいたのかなと思いますが、全線を下げるのが望ましいという北海道のご意見ですけれども、その全線を下げるための予算は、なかなかつかないだろうと。であれば予算の範囲内で危険と思われる個所の河床を下げて対応してほしいということを河川要望の中で申し上げてきているところでもありますので、そういった危険性がある場合には個別でも要望をさせていただくということで対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 橋梁整備に関しては村単独というのは、なかなか難しい話ですので、時に応じて、ましてやこの降雨災害は自然災害ですので、予想もつかないことでありますので、その時その時で対応して、しっかりと住民が安心して過ごせるような対応をお願いしたいと思います。

では、2番目の質問に入らせていただきます。教育長に伺います。児童生徒への性教育はということで、近年男女平等、ジェンダー平等、多様性、いろいろLGBTとかいろいろなことが言われるようになりました。新聞等も常に特集を組んで報道されるということがあったようになります。それで、その中に最近特に早くから子供達の年齢にあった性教育というものが必要と言われております。最近の子供、私達の時代と違って情報網が発達しておりますので知識的にはずいぶん豊富になってきているかなと思いますけれども、实际的に知識と年齢とが噛みあわないという部分がございますので、そのへんのことで性教育が必要かなと思っております。そこで教育長に伺います。児童への対応はどうしているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○村長（多田淳史君） お答えをいたします。児童への性に関する指導に関しましては、学習指導要領に基づきまして発達の段階を踏まえて学校全体で共通認識を図り保護者の理解等に配慮しながら計画性をもって体育科、家庭科はもとより、特別活動の中で実施をされてきております。一方、性の多様性に関しましては教育課程上取り上げられることはありませんが、人権問題として多様性を認めることの重要性を伝えたり、ヤングケアラーですとか虐待といった子供達に理解してほしい社会的事象について社会で起きていることに目を向けられるよう興味関心を喚起し、自ら調べる力、自身で思考判断できる力を身に着けさせるよう意識しながら指導にあたっているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 児童に対しては直接に性教育というのは難しいのかなと思います。デジタル化で情報が本当に多様に伝えられておりますけれども、なかなか教育的には難しいのかなと理解しております。ただやはり、いろいろな面で、女の子だったり、男の子がいるということで、そのへんのことをきちっと説明できるような、なかなか親がというと変に知識が入って難しい説明になるようですので、学校教育の中で対応していただければスムーズにいくのかなと理解しております。そこで、中学生、生徒への対応はということで、事前に先生のほうに伺いましたら、道徳とかいろいろな面でそれなりの指導はしていますよということではありますけれども、教育的な立場として教育委員会から学校に対してのどのような対応をしているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○村長（多田淳史君） 中学校につきまして

も議員調べになったとおり、学習指導要領に基づいて学校で発達の段階を踏まえた指導を実施しているというところでございます。教育委員会としての関わりにつきましては、積極的な指導についての関わりをしているというところではございませんので、あくまでも学習指導要領に基づいた指導をというところでお任せしているような状況です。

その他、その多様性に関しましては教育局ですとか文部科学省のほうから通知等がきますので、それを学校にも見ていただきながら教員の中での研修ですとか、それから養護教諭ですとか、スクールカウンセラーの協力を得ながら効果的な指導を行うようにということで指導をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） その時々で対応していただけるということですので、3で実施していないのであれば今後どうしていくのかということでお聞きしたいということで上げさせていただきましたけれども、今後本当に児童生徒少ないからおさらだと思うのですが、教育的立場で詳細というか細部にわたって指導していただけるよう努力していただきたいと思います。本当にこういう問題は心に刺さるものがあったりするものですから、気を付けて指導していただけたらと思いますが、子の性教育は難しいと言いつつも氾濫しておりますので、そこのところを注意しながら指導していただければと思います。先生方には負担を掛けますけれども、教育委員会として対応していただけたらと思いますが、そのへんでもう一度お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○村長（多田淳史君） この件に関しましては先ほども申し上げましたけれども、学習指

導要領、こちらに基づいて発達段階を踏まえた中で指導をさせていただいているというところでございます。教育委員会としましても情報提供等しながら十分に繊細なことでございますので、そちらについては学校と連携しながら十分な情報を提供しながら生徒指導をしていただけるように協力していきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第4 認定第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、藤岡幸次君。

○決算特別委員会委員長（藤岡幸次君） 決算特別委員会審査報告について。占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村議会決算特別委員会委員長、藤岡幸次。令和4年9月15日開催の第6回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月24日、25日、本委員会を開催し、審査の結果認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。ご審議をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これから令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。したがって令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することと決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号から日程第10 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第1号、穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についての件から、日程第10、議案第6号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件、6件を一括議題とします

提案理由の説明を求めます。議案第1号について、農林課長、小尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、穂別ダム管理に関する事務委託の廃止について。地方自治法第252条の14第2項の規定により、占冠村が委託した穂別ダムの管理に関する事務の委託を、令和5年3月31日をもって廃止することについて議決を求めるものです。令和4年12月15日提出、占冠村長、田中正治。以上ご提案申し上げますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号から議案第6号については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は納税義務者の便益、徴収の効率化を図るため、年額3600円以下の固定資産税において、1期全納とすることができるようにするものと、村民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の減免の申請について、納期限前7日までに申請しなければならなかったものを、

納期限まで減免申請を行うことができるようにしようとするものでございます。この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして議案書の5ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は占冠村国民健康保険税の納期を拡大するもの及び同税の減免申請について納期限前7日までに申請しなければならなかったものを、納期限まで減免申請を行うことができるようにしようとするものでございます。この条例も令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は人事院勧告に準じ、本条例5条第2項に規定する期末手当を改正しようとするものでございます。内容は、第1条において令和4年度12月期分を現行の100分の215から100分の225に改めるものと、第2条において令和5年度の6月期分を現行100分の215から100分の220に、12月期分を100分の225から100分の220に改めようとするものでございます。この条例の施行期日等につきましては議案書の附則に記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

す。

本件につきましても、人事院勧告に準じ期末手当を改正するものでございます。具体的な期末手当の改正内容につきましては、ただいま議案第4号で説明差し上げたとおりと同様でございます。施行期日等につきましても附則に記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件についても、人事院勧告に準じ一般職の給与及び勤勉手当について改正するものでございます。職員の給与につきましては、初任給を3千円から4千円に引き上げると共に、若年層の俸給月額を平均で0.3%引き上げるものでございます。第1条は令和4年度の職員の勤勉手当について12月期分を現行100分の95から100分の105に改めるもの、そして再任用職員について現行100分の45を100分の50に改めるもの及び一般職の給料表の改定を行うものでございます。第2条は令和5年度の職員の勤勉手当について100分の105から100分の100に改めるもの、そして再任用職員について100分の50から100分の47.5に改正しようとするものでございます。施行期日等につきましては議案書の附則に記載のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後2時02分
再開 午後2時10分

13号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

日程第11、議案第7号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第8号の件から、日程第17、議案第13号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書19ページをお願いいたします。議案第7号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

令和4年度占冠村一般会計補正予算第8号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4800万円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。以下、第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。議案書20ページをお開きください。

歳入からご説明申し上げます。

10款、1項、地方交付税は3680万4千円の増額。

12款、分担金及び負担金において、2項、分担金は457万5千円の減額。

14款、1項、国庫負担金は310万円の増額。

15款、道支出金において、1項、道負担金は155万円の増額。

2項、道補助金は347万1千円の減額。

3項、委託金は196万5千円の増額でございます。

16款、財産収入において、2項、財産売却収入は20万円の増額。

◎日程第11 議案第7号から日程第17 議案第

17款、1項、寄附金は200万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金は1292万5千円の減額。

20款、諸収入において、5項、雑入は15万2千円の増額でございます。

歳入補正予算の総額は2480万円でございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

1款、1項、議会費は22万3千円の減額。

2款、総務費において、1項、総務管理費は501万3千円の増額。

2項、徴税費は60万9千円の増額。

4項、選挙費は222万5千円の増額。

6項、監査委員費は8万7千円の減額でございます。

3款、民生費において、1項、社会福祉費は690万円の増額。

2項、児童福祉費は26万1千円の増額でございます。

4款、衛生費において、1項、保健衛生費は18万5千円の増額。

2項、清掃費は38万円の増額でございます。

6款、農林業費において、1項、農業費は597万6千円の増額。

2項、林業費は9千円の減額でございます。

7款、1項、商工費は211万5千円の増額。

8款、土木費において、1項、道路橋梁費は610万円の減額。

3項、住宅費は258万円の増額。

4項、都市計画費は10万円の増額でございます。

10款、教育費において、1項、教育総務費は7万7千円の増額。

2項、小学校費は106万8千円の増額。

3項、中学校費は110万7千円の増額でございます。

議案書22ページをお願いいたします。

4項、社会教育費は52万3千円の増額。

5項、保健体育費は10万円の増額。

13款、緒支出金において、1項、普通財産取得費は200万円の増額でございます。

以上、歳出補正額の合計は2480万円の増額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号、議案第9号及び議案第13号について住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書47ページをお願いいたします。議案第8号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4390万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

51ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の計で140万円の減額でございます。

52ページ、3款、1項、国庫補助金は、令和4年度国民健康保険災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）84万円の増額。

53ページ、4款、1項、道補助金は、保険給付費等交付金323万円の増額。

54ページ、5款、1項、繰入金は、職員給与費等繰入金16万円の増、その他一般会計繰入金16万円の減です。

55ページ、6款、1項、繰越金は33万円の増額。

次に歳出です。56ページをお願いします。

1款、1項、総務管理費は、1目、一般管理費、2目、連合会負担金の計で33万円の増額です。

57ページ、2款、1項、療養諸費は、1目、一般被保険者療養給付費150万円の増額。

2款、2項、高額療養費は100万円の増額です。

58ページ、3款、1項、国民健康保険事業費納付金は財源振替です。

59ページ、7款、1項、償還金及び還付加算金は17万円の増額です。以上でございます。

次に、議案書61ページをお願いいたします。

議案第9号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第9号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8320万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

65ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

5款、1項、繰越金は前年度繰越金で70万円の増額です。

次に歳出です。66ページをお願いいたします。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費から、3目、トマム診療所管理費の計で70万円の増額です。以上でございます。

次に91ページをお願いいたします。議案第13号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別

会計補正予算第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2460万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

95ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入から、4目、一部負担金収入の計で108万円の増。

96ページ、3款、1項、繰入金は30万円の増。

97ページ、4款、1項、繰越金は、前年度繰越金で42万6千円の増額。

98ページ、5款、1項、雑入は19万4千円の増額。

次に歳出です。99ページをお願いいたします。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費において30万円の増額。

100ページ、2款、1項、医業費は170万円の増額です。以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号及び議案第11号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書67ページをお願いいたします。

議案第10号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1070万円にしようとするものでございます。

議案書71ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

1款、2項、手数料、2目、登録手数料、指定業者登録手数料で1万1千円の増額でございます。

議案書72ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金は、前年度繰越金8万9千円の増額でございます。

議案書73ページです。歳出についてご説明申し上げます。

2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費、10節、需用費は80万円の増額でございます。12節、委託料4万1千円の減額。13節、使用料及び賃借料53万1千円の減額。14節、工事請負費8万8千円の減額。15節、原材料費4万円の減額でございます。

議案書お戻りいただきまして、68ページ、69ページでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書75ページをお願いいたします。

議案第11号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億630万円にしようとするものでございます。

議案書79ページをお願いいたします。歳入よりご説明いたします。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業は、前年度繰越金72万5千円の増額でございます。

議案書80ページです。6款、1項、雑入、1目、下水道事業は、雑入で37万5千円の増額でございます。

議案書81ページです。歳出のご説明をいたします。

1款、1項、総務管理費、1目、下水道費、10節、需用費は2万円の増額です。

82ページです。2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、10節、需用費108万円の増額でございます。

議案書お戻りいただきまして、議案書76ページ、77ページです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書83ページをお願いいたします。

議案第12号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3500万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明申し上げます。87ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。

1款、1項、介護保険料において、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で50万円の増額。

88ページをお願いいたします。7款、1項、一般会計繰入金において、1目、介護給付費繰入金で50万円の増額。

89ページ。8款、1項、1目、繰越金にお

いて、前年度繰越金100万円の増額でございます。

続きまして、歳出にまいります。90ページをお願いいたします。

2款、1項、介護サービス等諸費において、1目、居宅介護サービス等給付費で340万円の増額。4目、福祉用具購入費10万円の増額。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費は150万円の減額でございます。

議案書戻りまして、84ページ、85ページをお願いいたします。補正後の額につきましては、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年1月16日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 細 谷 誠

占冠村議会議員 下 川 園 子

令和4年第8回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月16日（金曜日）

○議事日程

議長開会宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第3 | 議案第3号 | 占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第4 | 議案第4号 | 占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第5 | 議案第5号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第6 | 議案第6号 | 占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和4年度占冠村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和4年度村立診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 同意案第1号 | 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | | 議員派遣の件 |
| 日程第16 | | 閉会中の継続調査申出 |

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	

農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	地域振興対策室主幹	松 永 真 里
農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二	林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
土 木 担 当 係 長	中 島 辰 男	戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	橘 佳 則	社 会 福 祉 担 当 主 査	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 主 幹	後 藤 義 和
(農業委員会)			
会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 尾 雅 彦
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	岡 崎 至 可

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三ツ谷 陸 翔
---------	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村国民健康保険
税条例の一部を改正する条例を制定すること
についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第3号は原案のとおり可決
いたしました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4
号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例を制定
することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村議会議員の議
員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を制定することについての件を
採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決
いたしました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、特別職の
職員で常勤のものの給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定することについての件
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、特別職の職員で常勤
のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについての件を採決いた
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第5号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6
号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例を制定することについての件を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第7号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 41ページ、商工費、1目、10節、需用費の光熱水費180万円。平均にして、色々なところで光熱水費、燃料費補正されているのですが、突出して商工振興費多いんですね。そして商工会の関係かな思ったのですが、ここに燃料費はありませんので、どうしてこういう状況なのか説明をお願いします。

○議長(児玉眞澄君) 企画商工課長。

○企画商工課長(平岡 卓君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。41ページ、商工振興費の光熱水費の180万円増額でございま

すが、こちらの主な要因といたしましては、村内全域の街路灯の電気料でございまして、電気料の高騰による増額ということになっております。以上です。

○議長(児玉眞澄君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第8号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、議案第9号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第10

号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、議案第11号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号の件を

採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第11号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第12
号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正
予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これから議案第12号、令和4年度占冠村介
護保険特別会計補正予算第2号の件を採決し
ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第12号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、議案第13
号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会
計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これから議案第13号、令和4年度占冠村歯
科診療所事業特別会計補正予算第2号の件を
採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第13号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第14 同意案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、同意案第
1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同
意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書101ページを
お願いいたします。

同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任
命につき同意を求めることについて。

提案理由をご説明申し上げます。占冠村教
育委員会委員であります、門間敬行氏は本年
12月31日をもって任期満了となります。引き
続き同氏を教育委員会委員として任命したい
ので、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第4条第2項の規定により議会の同意を
求めるものでございます。なお、同氏の経歴
につきましては次のページのとおりでござい

ます。以上よろしくご審議のほどお願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定されました。

◎日程第15 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましてはお手元に配布したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第16、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。議会運営

委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。両委員長会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって両委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。令和4年第8回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時19分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 月 1 6 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 細 谷 誠

占冠村議会議員 下 川 園 子